

審査事務規程改正の関係団体説明会を開催しました
- 平成18年度からの新たな取り組み -

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査事務の根拠規定である「審査事務規程」について、安全・環境規制の強化等に伴い適宜改正を行い、これまで36回の改正を行ってきたところです。

改正内容については、これまでも当法人のホームページ等により周知を図ってきましたが、この度、更に、改正内容の周知を図るため、関係者に対し、下記により改正内容の説明会を行いました。

自動車検査法人は、今後も、適宜説明会を開催することとしております。

1. 日時 平成18年7月12日（水） 13:30～15:00

2. 出席者

- (社) 日本自動車工業会
- (社) 日本自動車車体工業会
- (社) 日本自動車整備振興会連合会
日本自動車輸入組合
- (社) 日本農業機械工業会
- (社) 日本建設機械工業会
- (社) 日本産業車両協会

計15名

3. 説明内容

審査事務規程第36次改正の概要

(平成18年6月29日プレスリリース参照)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課 原口、佐々木

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)